

第 75 号	関西圏大学非常勤講師組合	2023年12月10日発行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]		委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7丁目 1-39-102 大私教気付

1. 非常勤講師給の大幅アップを p. 1	2. 専任非常勤講師の労働者性をめぐり学習会 p. 2
3. 京都産業大学と共同団交 p. 2	4. 阪大裁判、第5回期日など続報 p. 3
5. 関西学院大学と団体交渉 p. 3~4	6. 冬季カンパのお願い p. 4

非常勤講師給の大幅アップを!!

下にある表は、2013年度と2023年度の10年間の非常勤講師給を比較したものです。この表からもわかるように関西のほとんどの大学は非常勤講師の賃金を10年以上据え置いたままです。関西大学、同志社大学、立命館大学、龍谷大学などは10年間まったく賃上げをしていません。関西学院大学は若干賃上げしましたが、これは90分授業を100分授業に変更したための賃上げで実質賃金のアップとはいえないものです。この10年間で賃上げした大手の大学は、近畿大学と京都産業大学だけです。私立大学だけでなく国公立大学でも同じです。大阪大学は準委任契約を労働契約に変更した2022年4月に逆に賃下げしました。

専任教員は定期昇給があり、賃金は年々少しずつアップします。しかし、非常勤講師には定期昇給がないためベースアップしなければ賃金は上がりません。政府統計では消費者物価指数は2013年を100として2022年は108です。今年はさらに上昇しています。少なくとも10%以上賃上げしなければ実質賃金は確保できません。前号で紹介した京都産業大学は10月から30,000円から33,000円と10%賃上げしました。(出講手当がカットされたので、この10%アップを単純に喜べませんが) 今後、10年以上賃上げしていない大学と団体交渉を予定します。団体交渉に多くの組合員が参加し賃上げを勝ち取りましょう。(文責: 江尻)

大手大学の2013年と2023年の非常勤講師給の賃金比較

	2013年	2023年		2013年	2023年
関西大学	28,800円	28,800円	近畿大学	27,500円 ⁴⁾	29,400円
関西学院大学	28,800円 ¹⁾	29,000円	甲南大学	29,600円	29,600円
同志社大学	28,800円	28,800円	龍谷大学	30,000円 ⁵⁾	30,000円
立命館大学	29,200円	29,200円	大阪大学	6,685円 ⁶⁾	5,892円 ⁷⁾
京都産業大学	29,000円 ²⁾	33,000円 ³⁾	神戸大学	5,800円 ⁸⁾	5,800円

1)非常勤講師最高ランク 2)非常勤講師最高ランク 3)2023年10月から 4)非常勤講師最高ランク
5)非常勤講師最高ランク 6)回数制 時給、1コマ2時間 7)1回授業11,784円 8)6)と同じ

専業非常勤講師の労働者性 に関する組合学習会、開催

毎年恒例となっている組合学習会が今年も開催されました。今回の学習会では最近の労働裁判の判例や専任教員による非常勤講師へのパワハラ、大学の無期転換権を巡る状況を報告していただきました。

まず阪大雇止め事件でも弁護を担当していただいている中村和雄弁護士から、最近の関西福祉科学大学事件のように大学の非常勤講師の労働者性を認める事例が出てきたことが明らかになりました。また、同事件では授業アンケートの結果が雇止めの理由にならないとする判決が出たことは大きいです。

続いて、本組合の新屋敷委員長より、減ゴマや雇止め、ハラスメントなどの自衛のための手段について話していただきました。メー

ル類や書類の保管、録音データを残すことの重要性が再確認されました。

三番目は本組合の江尻書記長から、組合に相談が寄せられたハラスメントの具体事例について報告がありました。大学内のハラスメント調査委員会が機能しないことが多い等の問題提起がありました。

そして最後に、長澤副委員長より組合で把握している関西圏の大学の労働条件アンケートの結果について報告がありました。大学無期転換権の状況等について詳細な情報がありました。

当日はZoomによるオンラインと対面での参加があり、非常勤講師や現役の大学院生からの活発な問題提起や質疑応答があり、有意義な学習会となりました。(文責：浦木)

京都産業大学と共同団交

京都産業大学が教職員組合の2023年度春闘要求書への7月31日付回答書で、非常勤講師給1コマ月額30000円を33000円に10月1日から引き上げる一方、1日当たり1000円を支給していた出講手当の廃止を表明しました。そこで11月2日に教職員組合と要求項目をベースアップとオンライン手当に絞って共同団交を行いました。「近年の物価上昇や人材不足による賃金高騰等の社会環境を踏まえ」た非常勤講師給の1割アップは大きいですが、非常勤講師全体の人数の4分の1を占める週1コマ担当の非常勤講師は、出講手当廃止ののせいで賃上げの恩恵が殆どありません。この不公平問題が交渉での焦点になりました。

大学は出講手当を残した場合も検討した

結果であり、週1コマの非常勤講師も賃下げにはなっていないのだから問題ないと回答しました。基本給さえアップすればそれでいいという考え方でした。また、以前の団交で「オンライン手当は出さないが出講手当を出しているの」との大学側の発言があったので出講手当廃止は矛盾するのではないかと追及しましたが、頑な態度に終始しました。オンライン手当に関してもゼロ回答でした。

それでも京都産業大学や近畿大学のように「近年の物価上昇や人材不足による賃金高騰等の社会環境」を考慮して非常勤講師給の賃上げを行う大学が出たことは朗報です。今後京産大や他の大学との団交でベースアップを要求していくつもりです。

(文責：新屋敷)

阪大非常勤講師無期転換・雇い止め 訴訟第5回期日報告

「2021年度で勤続年数が5年を超える非常勤講師は2013年から10年上限」内規で2023年3月31日雇い止めの阪大非常勤講師の関西圏組合員4名が2月9日に無期雇用契約者としての地位確認を求め提訴しましたが、3月16日第1回、5月11日第2回、7月3日第3回、9月11日の第4回に続き、第5回期日が11月6日（月）10:30から大阪地裁809号法廷で行われました。今後の予定は、第6回が12月20日（水）10:00大阪地裁809号法廷で、第7回期日は2024年2月14日（水）10:30からです。

これまでの論点は主に2つで、ひとつは、2022年度から阪大が非常勤講師を労働契約にしたことで勤務実態の何が変わったのか？ということです。もうひとつは、原告4

人の内2名は旧大阪外国語大学からの非常勤講師で2007年10月1日の阪大との統合後も継続勤務ですので、何が変わったのか？という点です。

前回第4回期日で裁判長から原告・被告双方に「事実関係と主張とを分けるように」要望がありましたので、原告側は4人の勤務実態を別個にまとめた準備書面2と、阪大非常勤講師の労働者性に関する主張を述べた準備書面3をそれぞれ提出しました。阪大側は旧大阪外国語大学時代の勤務実態は「不知」つまり「知りません」と裁判所提出の「第一準備書面」「第二準備書面」で繰り返していましたので、特に準備書面2の原告4人の勤務実態に関してどう反論するのでしょうか。（文責：新屋敷）

関西学院大学と団体交渉

今年度の担当科目が昨年末に突然変更され、その担当科目が今年度不開講になった問題について11月14日に団体交渉をおこないません。

組合は、昨年、M氏が語学担当を外された理由について追及しました。例年6月頃に次年度の「出講アンケート」が送られてきていたが、なぜか2022年はM氏だけにアンケートが送られてこなかった、今年も送られてきていない、その理由について追及しました。昨年、担当だった元副学部長は当時担当していなかったのが昨年の事情はわからないので調査して回答するとしました。今年、まだ「出講アンケート」を送っていないのはM氏が次年度も語学担当ではないのでまだ送っていないと回答しました。

次に組合は次年度の担当科目について今年度に不開講になった担当科目を変更するよう要求しました。大学は、今年度不開講になった科目は次年度は担当させない、異なる科目を担当してもらおうと回答しました。ただし、その科目が絶対に不開講にならないかについては現時点では保障できない、次年度担当科目についてはできるだけ早い時期にお知らせすると回答しました。

組合は、M氏の担当科目が今年度、不開講になったのは、一般の不開講と異なり大学に大きな責任があり不開講補償を100%にするよう要求しました。これに対して大学は、それは給与規程を変更しないとできない、M氏だけを特別扱いできないと回答しました。

また、大学は通年科目も不開講で3か月
分しか支払わないことについては給与規

程の改定を検討していると回答しました。
(文責：江尻)

冬季カンパのお願い

関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

大阪大学の裁判も第5回期日を終え、12月20日10時から第6回期日が開かれます。「大阪大学裁判原告を支える会」に個人、団体加入者も増えてきており、カンパも集まっていますが、その影響もあってか組合へのカンパが少し減少気味です。組合は賃上げなど様々な活動を行っています。機関紙発行の費用も値上がりしており大変です。今後の組合活動を支援するためのカンパをよろしくお願ひします。

(振替口座は 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」)

非常勤講師の劣悪な労働条件改善のために 今すぐ非常勤組合にご加入を！

あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約4割を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、専任教員などのハラスメントなどで具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> のメールアドレスから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅) で申し込みの上、組合費 1 年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に 組合員として加入します 賛助会員として加入します

氏名

氏名のフリガナ

住所 (-)

Tel

Fax

Email

専門分野

担当科目

非常勤出講先 (専任教員の方は専任校も)

組合費： 10000 円／年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円／年)

賛助会費： 1 口 1000 円／年 (3 口以上の協力をお願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201(江尻) 月、水(随時) 午後 メール: sodan@hijokin.org

